

生徒心得

八女農業高等学校の生徒は、常に生徒の本分を自覚して本校の教育方針に従い、諸規定を守り個性の伸長を図るとともに、自他敬愛と協力によって明朗な校風を樹立して自由健全な学園を創るよう心掛けるため、ここに生徒心得を作成して日常生活の行動基準の大綱を定める。

1 礼儀

- (1) 保護者等、教師、その他年長者に対しては、常に尊敬の態度を以て接すること。
- (2) 言葉遣いは、その人の人格をおのずから表現する。従って粗暴、野卑な言葉を使用しないように努める。
- (3) 朝礼、儀式や講演などにおいては私語、談笑は慎み、会合の目的達成に協力すること。
- (4) 来訪者に対しては挨拶をし、きちんと対応すること。

2 遅刻・欠課・欠席

- (1) 遅刻、欠課、欠席の場合は事前に本人もしくは保護者より担任に届けを必ず出すこと。
- (2) 法定伝染病に罹ったために出席できない場合は医師の診断書を担任に提出すること。
- (3) 考査中、病気またはケガで受験できない場合は医師の診断書を担任に提出すること。

3 授業

- (1) 教室の整理・整頓に努め、始業の合図（チャイム）により静かに教師を待ち、授業の前後には挨拶を行う。
- (2) 学習は自主的かつ意欲的に取り組み、学習効果があがるように努める。
- (3) 授業中は静粛に受講し、授業を妨害するような行為等がないようにする。

4 考査

- (1) 不正行為及び不正行為と疑われる行為は、絶対にしない。スマートフォンを含む携帯電話が鳴れば、不正行為扱いとみなす場合がある。
- (2) 机の中を空にし、机上を整理点検する。
- (3) 出席番号順に着席する。
- (4) 筆記用具および各教科で指示されたもの以外はカバンに入れて廊下に置く。
- (5) 下敷きの使用は認めない。
- (6) 考査中、私語・物品の貸借はしない。

5 農場実験実習

- (1) 実験実習は授業と一体であるから、研究的および責任ある態度で臨まなければならない。
- (2) 生物成長の喜びを体得し、動植物の虐待損傷や無断収穫などの行為をしないこと。
- (3) 春季、夏季、冬季休業中には総合実習を行う。総合実習は定められた出校日を許可なく欠席あるいは変更することはできない。

6 交友

- (1) 交際は常に礼儀と節度を保ち、明朗かつ健全なものでなければならない。
- (2) 男女の交際は相互の人格を尊重し、良識ある行動をとること。特に校外においては相互の保護者等の了解および指導を受けること。
- (3) 金銭および物品の貸借は行わないこと。
- (4) 本校生徒以外との交友は対外的なことも絡んでくるので、特に慎重を期すること。

7 施設設備の使用

- (1) 校舎の施設設備を愛護し、自分の所有物を大事にする場合と同様に、これらを破損しないよう注意すること。もし破損した場合はただちに教師に届けること。
- (2) 特別教室、準備室などに無断で立ち入らないこと。
- (3) 施設設備（備品）の使用は、事前に関係教師の許可を得て使用し、必ず後始末をすること。
- (4) 校内（農場）で火気を使用しないこと。
- (5) 火災報知器は火災発生時以外触れないこと。

8 寄付、募集、集会、放送、掲示

- (1) 掲示や文章などの配布を行う場合は、関係教師の許可を得ること。
- (2) 校内放送は関係教師の許可を得ること。
- (3) 校内外を問わず寄付、募集、集会を行う場合は事前に校長の許可を得ること。

9 携行品

- (1) 生徒は常に生徒証明書を携行すること。
- (2) 所持品には必ず学年、組、氏名を明記すること。
- (3) 学習に関係ない物（携帯音響装置、雑誌、化粧品等）を持参しないこと。違反の物は、その日の放課後、生徒指導課職員同伴のもと指導し、返却後、保護者に連絡する。
- (4) 遺失物、拾得物があつた時は、教師に届けること。
- (5) スマートフォンを含む携帯電話の校内持込みは許可するが、校内での使用は禁止する。
 - 1 校内に持ち込む際は、電源を切ってバックに入れ、各自で保管すること。
 - 2 校内においてスマートフォンや携帯電話などを許可なく使用し、指導を受けた場合はその日の放課後、生徒指導課職員同伴のもと指導し、返却後、保護者に連絡する。なお、授業中に許可なく使用した場合や指導が複数回に及ぶものについては、保護者同伴のもと指導し、校内の持ち込みを制限したり、禁止したりすることもある。
 - 3 校内においてスマートフォンや携帯電話などを使用し、録音や動画の撮影・インターネットへの不適切な書き込み等の投稿を行った場合は、厳しく指導する。
 - 4 校内の電源を利用しての充電は禁止する。
 - 5 紛失、破損等については、学校は一切責任を負わず、生徒の自己責任とする。
 - 6 登下校時については、道路交通法や公共のマナーを守り、周りの人の迷惑にならないように使用すること。

10 校外生活

- (1) 夜間は22時までには帰宅すること。
- (2) 登下校中、喫茶店および飲食店などにみだりに出入りしないこと。
- (3) 外泊は禁止する。ただし保護者同伴の場合のみ許可する。
- (4) 校外団体に加わること、または団体をつくる場合は事前に校長の許可が必要である。
- (5) アルバイトは原則禁止とする。ただし経済的理由等で行わなければならない場合は、アルバイト規定に従い、担任・保護者とよく相談のうえ生徒指導課に事前にアルバイト許可願（新規）またはアルバイト継続届を申請すること。
- (6) 保護者（教師）が同伴しない旅行等は禁止する。